

宿泊約款

■ホテル セイリュウ 宿泊約款

(本約款の適用)

第1条 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項について、法令又は慣習によるものとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊引受けの拒絶)

第2条 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込がこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (7) 大阪府旅館業法施行条例第4条(第21号)の規定する場合に該当するとき。

(氏名等の明告)

第3条 当ホテルは、宿泊日に先だつ宿泊の申込み(以下「宿泊予約の申込み」という。)をお引き受けした場合には、規定を定めて、その宿泊予定の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業
- (2) その他当ホテルが必要と認めた事項

(予約金)

第4条 当ホテルは、宿泊予定の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、

宿泊期間(宿泊期間が3日をこえる場合は3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求められます。

2 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残高があれば返還できます。

(予約の解除)

第5条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したとき、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

(1) 予約の全部を取消された場合の取消料

		契約解除の通知をうけた日											
		不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前
契約 申込 人数	14名まで	100%	100%	50%	30%	30%							
	15名～30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%						
	31名～100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%		
	101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%
		(注)%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。											

(2) 予約の人数が減った場合の取消料

予約申込人数	取消人数	予約申込人数に対して最終的に泊る人の割合	取消料
100名以下の場合	20%以内のとき		無料

	21%を越えるもの	50%未満のとき	20%以上の人員について上記表の相当額
		51%以上のとき	20%以上の人員について上記表の相当額の 30%
101 名以上の場合	10%以内のとき		無料
	11%を越えるもの	50%未満のとき	10%以上の人員について上記表の相当額
		51%以上のとき	10%以上の人員について上記表の相当額の 30%

2 当ホテルは、宿泊者が連絡しないで宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ予約到着時刻の明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予定は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸期間の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第 1 項の違約金はいただきません。

第6条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第 2 条第 3 号から第 7 号までに該当することとなったとき。
- (2) 第 3 条第 1 号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- (3) 第 4 条第 1 号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

2 当ホテルは、前項の規定により宿泊予定を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、宿泊日当日当ホテルの玄関帳簿(フロントオフィス)において次の事項を当ホテルに登録して下さい。

- (1) 第3条第1号の事項
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認めた事項

(チェックアウトタイム)

第8条 宿泊者が当ホテルの客室をおあげいただく時刻(チェックアウトタイム)は、午前10時とします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に应ずる場合があります。この場合において、次に揚げるとおり追加料金を申し受けます。

- (1) 午後2時まで 室料金の30%
- (2) 午後4時まで 室料金の50%
- (3) 午後4時過ぎ 室料金の全額

(料金の支払い)

第9条 料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手若しくはクーポン券により、宿泊者の出発の際又は当ホテルが請求したとき当ホテルのフロントオフィスにおいて行なっていただきます。

2 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めて当ホテル内に啓示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第11条 当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1)第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
- (2)前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第12条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントオフィスにおいて宿泊の登録を行なった時又は客室に入った時のいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室を開けた時に終わります。

2 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。

この場合には、客室の提供ができなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。